

1 総 則

1 総 則

1.1 目 的

この給水装置工事施行指針（以下「施行指針」という。）は、水道法、千葉県水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）及び同施行規程（以下「施行規程」という。）に基づき施行する給水装置工事の設計及び施工に関し、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準の適正な運用を図るため、給水装置工事の標準的な設計・施工方法についてとりまとめたものである。

1.2 関係法令等

給水装置工事の施行にあたっては、水道法、水道法施行令、給水条例及び施行規程等の関係法令を遵守しなければならない。

1.3 用語の定義

この施行指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「給水装置」とは、需要者に水を供給するため県が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水器具をいう。
- 2 「給水装置」の種類は、次のものがある。
 - 1) 「専用給水装置」とは、一の世帯、官公署、事業所、共同住宅等で専用するために施設した給水装置をいう。
 - 2) 「共用給水装置」とは、二以上の世帯で共用するために施設した給水装置をいう。
 - 3) 「私設消火栓」とは、県以外の者が消防の用に供するために施設した給水装置をいう。
- 3 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造又は修繕に関する工事をいう。
- 4 「給水装置工事」の種類は、次のものがある。
 - 1) 「新設工事」とは、水道のない建築物または箇所新たな給水装置を設備する工事をいう。
 - 2) 「増設工事」とは、給水管の口径を変更せずに給水栓の数を増やす工事をいう。
 - 3) 「改造工事」とは、給水管の口径変更、取出し位置の変更、管種の変更及び既設給水装置の一部若しくは全部を撤去する工事をいう。
 - 4) 「修繕工事」とは、給水装置及びその付属用具の部分的な破損又は異状の原因を取り除き、その機能を修復する工事をいう。
- 5 「給水装置工事」には、次のようなものも含まれる。
 - 1) 「私設消火栓設置工事」とは、県以外の者が消防の用に供するために私設消火栓を設置又は改造するための工事をいう。
 - 2) 「既設装置認定工事」とは、既設の井水装置又は受水槽以下装置を給水装置に認定し、これを給水管に接続するための工事をいう。
 - 3) 「臨時給水工事」とは、建設工事その他の理由により、臨時に給水装置を設備するための工事をいう。
 - 4) 「本給水を前提とする工事用給水工事」とは、用途が建築工事用で、本給水を前提として、給水装置を設備するための工事をいう。
 - 5) 「一部先行工事」とは、道路舗装、その他の工事に先行して給水装置の一部を設備するための工事をいう。

- 6) 「受水槽以下装置工事」とは、県の量水器を設置する受水槽以下の装置に関する工事をいう。
- 7) 「給水装置の更生工事」とは、老朽した給水装置の異常原因を取り除き、新規に内面処理を行うことにより、その機能回復及び水質保全等を目的とする修繕工事をいう。